

災害時リハビリテーション提供体制強化事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、大規模災害発生時における医療救護体制の強化を図るため、山梨県災害リハビリテーション支援関連団体協議会が実施する、災害時リハビリテーション支援チーム等の養成に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付に関しては、山梨県補助金等交付規則（昭和38年山梨県規則第25号。）に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助金の交付対象となる経費及びその補助率)

第2条 補助対象事業、対象経費及び補助率は、別表に掲げるとおりとする。

(補助金交付申請書及び添付書類の様式)

第3条 補助金の交付を受けようとする補助事業者は、事業に着手する前に補助金交付申請書（様式第1号）に関係書類を添えて、知事に提出しなければならない。

(補助金の交付条件)

第4条 この補助金の交付条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 事業の内容を変更する場合は、変更承認申請書（様式第2号）により、知事の承認を受けること。ただし、補助金の目的達成に支障を来さない細部の変更であって、補助金の額の増額を伴わない変更の場合は、この限りではない。
- (2) 補助事業等を中止し、又は廃止する場合には、事業中止（廃止）承認申請書（様式第3号）により、知事の承認を受けること。

(補助金の交付方法)

第5条 補助金は精算払いとする。

- 2 知事は、必要があると認める場合には、補助事業者に対し、概算払いにより交付することができる。
- 3 補助事業者は、前項の規定により概算払いを受けようとするときは、概算払請求書（様式第4号）を知事に提出しなければならない。

(実績報告書の様式、提出期限)

第6条 補助事業者は、当該事業が完了した日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して1か月を経過した日又は交付を決定した年度の翌年度の4月10日のいずれか早い期日までに、事業実績報告書(様式第5号)に関係書類を添え、知事に提出しなければならない。

(書類の保管)

第7条 補助事業に係る帳簿及び証拠書類は、当該補助事業終了年度の翌年度から起算して5年間、整備保管しておかなければならない。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に必要な事項は別途知事が定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和元年7月19日から施行する。
- 2 この要綱は、令和4年3月31日限りで、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金に対しては、この要綱の失効後も、なおその効力を有する。

(別表)

事業名	事業の内容	対象経費	補助率等
県外研修派遣事業	JIMTEF(国際医療技術財団)が開催する災害医療研修の受講	受講料、旅費(宿泊費含む)	10/10 (受講者1人当たり40,000円以内、2人以内)
研修会等開催事業	災害時リハビリテーションに携わる人材育成に資する研修会や講演会等の開催	講師報酬、講師旅費、テキスト等印刷費、通信費、会場借上費、消耗品費等(食料費、備品費は除く)	10/10 (200,000円以内)